

2004. 12. 16

佐川克弘

どうしても疑問が残るS14 湧水シュミレーション(1)

◎空気をカット(取水制限)するだけのシュミレーション

河川管理者はS14 湧水・新シュミレーション(H16. 11. 08第3回3ダムWG資料1-2)で《取水制限》について

1) 上工水はH13実績の年最大取水量73. 449 m³/Sに対して取水制限を行った。

なお、年最大取水量とは、日取水量の年最大値を秒単位に換算したものである。

2) 農水は水利権量に対して取水制限を行った。

と説明しています。

そして《検討ケース①》では琵琶湖水位に対する取水制限率を

B S L - 90 c m以下・・・- 10%

B S L - 120 c m以下・・・- 20%

と設定しています。

それではこの《取水制限》はどれだけ琵琶湖水位の低下防止に役立つのでしょうか？

(A) 上工水

①取水制限後取水可能量

B S L - 90%以下は (73.449×0.9)なので66. 104 m³/S

B S L - 120%以下は(73.449×0.8)なので58. 759 m³/S

となります。

②上工水のH13実績取水量(月別設定値)

1月・・・53. 61 m³/S

2月・・・54. 632

3月・・・54. 896

4月・・・56. 151

5月・・・56. 703

6月・・・59. 167

7月・・・62. 857

8月・・・60. 323

9月・・・57. 635

10月・・・56. 198

11月・・・55. 208

12月・・・54. 879

③実質的に取水制限される月

《取水制限》は 取水制限後取水可能量<実績取水量 となる期間の取水量は「取水制限後取水可能量」を採用することになっています。

そこで①を見るとB S L - 90 c m以下は66. 104 m³/Sで、他方

1月～12月の月別設定値を上回っていますので実質的には取水制限しないことになっています。

それではBSL-110cm以下（取水制限率=-20%）はどうでしょうか。「取水制限後取水可能量」は $58.759\text{ m}^3/\text{S}$ なので6月、7月、8月が適用されることになるハズです。

ところがシュミレーションのケース①で-20%の取水制限率を適用したのはS14.9.1～S15.3.10と、S15.11.26～

12.20なので、結局実質的には「取水制限ナシ」で「空気をカット」しているだけなのです。

（B）農水

シュミレーションでは水利権量（ $15.024\text{ m}^3/\text{S}$ ）の1/2つまり $7.512\text{ m}^3/\text{S}$ を4/1～10/31の期間取水するとしています。そして《取水制限》については「農水は水利権量に対して取水制限を行った。」としているだけで、どのような条件でどのように《取水制限》するのか明らかにされていません。しかし最近私の依頼で河川管理者が提供した資料では、河川維持用水が20%カットされている期間でも上工水同様農水も全くカットされていないことが明らかとなりました。

以上